

六 明治二十年（二十一年）

(表紙)

家譜 慶永公 從明治二十年一月
到同二十一年十二月

二百十卷追加 十五

家譜

○明治二十年一月一日早朝熨斗・雑煮・吸物・屠蘇・祝膳を進む、
本年者勇子君の御所労軽からざる御容躰なりし故、新年の賀式諸
事省略せられたり、祠堂及び宗像宮・稲荷社礼拝例の如し

○同日朝拝所労参内せられず、式部職江不参届を差出さる

○同日午前慶永公・茂昭公・幾子君・節子君・里子君・正子君・春
光君列坐^{慶永公居間}家令・家扶・家従以下の年賀を請けらる、賀式諸事
省略せられし故酒一献肴引裂鯛に止められたり

○一月三日元始祭所労参内せられず、式部職江不参届を差出さる

○一月四日帝国大学雇医独乙人ヘルツを呼び勇子君の容躰を診察せ
しめらる、昨年十二月廿日発病後岩佐純肺掀衝と診断し、続く橋
本綱常も同医案にて治療手を尽しけれど、衰弱日を逐て加ハリし
故、ペルツ豆州箱根温泉に入浴中なりしを橋本より電信を發して
呼び迎へられしなり、ヘルツの医案も岩佐・橋本の案に異なる所
なく、治療方に於けるも都へて宜しきを得たれハ此上に施すへき

処方なし、しかし心臓の衰弱殊に甚しければ興奮剤を進められ然
るへしとの事なりし

○同日ヘルツ退出後午後九時過勇子君の御容躰一層宜しからず、呼
吸煩悶更に衰弱を加へ手足血冷せられたり

○一月五日勇子君の御容体いよく大漸に至らせられし故、御近親
の方々を始め御一族及び御懇交の輩へ急使を發して其旨を通知
せらる^{通知せられし方々ハ茂昭公譜に記載す}

○同日午前八時ヘルツ再ひ来りて勇子君を診察せしか、衰弱いよい
よ加ハリたれは最早施すへき方案あらすとの事なりし

○一月六日午前五時四十七分勇子君薨去せらる、過日来御衰弱挽回
にいたらず、今暁一時頃よりハ昏睡状となり、いよく危篤に迫
まり遂に薨去せられたり、慶永公鏡三面を取出して親しく勇子君
の顔を映し霊代とせられ、又哥一首を供へらる、左の如し
我と子をすてゝ帰らぬ死出の山なこりハ惜しきけふの別路

○同日宮内省江薨去届・忌服届を差出さる、左の如し

死去御届

私妻勇子儀

明治十九年十二月廿一日ヨリ病氣罷在候処、養生不相叶今六日午前五時四十七分死去仕候、依テ別紙容躰書相添此段御届仕候也

明治廿年一月六日

東京府華族

正二位松平慶永

宮内大臣伯爵伊藤博文殿

死亡届

肺炎症

小石川区小石川水道町卅五番地

華族正四位伯爵松平茂昭

明治十九年廿一日発病諸症

養母 松平勇子

天保五年七月十五日生

漸々増進シ同廿年一月六日

午前五時四十七分遂ニ衰弱ニ陥リ死

右者拙者施治之患者ニ候処、頭書之通り致死去候ニ付、此段及申届候也

届候也

明治廿年一月六日

日本橋区蛸壳町二丁目二十三番地

岩佐 純

忌服御届

私妻勇子儀

病氣之処養生不相叶今六日死去仕候ニ付、定式之忌服相受申候

忌廿日

本月六日ヨリ
本月廿五日迄

服九十日

本月六日ヨリ
四月五日迄

右御届仕候也

明治廿年一月六日

東京府華族

正二位松平慶永

宮内大臣伯爵伊藤博文殿

○一月八日勇子君の遺体を棺に納め続いて納棺祭を執行せらる

○一月九日喪中御尋として御菓子一折を下し賜ハる、宮内大臣の添書左の如し

喪中御尋トシテ御菓子壹折下賜候条此段申入候也

明治二十年一月九日 宮内大臣伯爵伊藤博文

正二位松平慶永殿

○一月十一日鈴木忠夫家従・大谷如水養浩会員惣代福井より着す、勇子君の葬

に会し且両公始め御家族方の安否を伺ふためなり、邸内曹舎指支ありて諏訪町何某旅人宿方に止宿せしめ、邸費を以て賄ハる

○一月十三日狛教澄旧臣中佐佳枝廻社世話人惣代・毛受洪旧臣中竟成社員惣代・三好助右衛門

福井町福井より着す、会葬且安否を伺ふためなり

○一月十六日勇子君の遺体を品川海晏寺後岡に埋葬せらる、葬主茂

昭公葬儀ハ茂昭公譜に記載す

○一月十七日慶永公・正子君・友子君〔午〕(朱書)后一時出門海晏寺後岡勇子命の墓に参詣せらる

○一月廿三日勇子命の葬事を介助せし在京の旧臣九十三名を招き、

晚餐を饗せらる

○一月廿四日茂昭公・節子君・里子君正午十二時出門、勇子命の墓に参詣墓前祭を執行せらる、祭官杉浦勝雅参仕す、塩・水・餅を供せらる、鈴木準道・崎尾随行す

○一月二十五日午前十時邸内に於て勇子命の廿日祭^中を執行せらる、齋主磯部最信・副齋主杉浦勝雅、祭官今村今・千村孝義、伶人本島重久・菊川鷺次郎・小野亮道来る、供饌七台

○一月廿七日午後一時出門参内せらる、去る九日喪中御尋として御菓子を賜ハリし故御礼を申上られしなり、明宮御殿江も参上せらる

○二月四日午前九時出門参内せらる、麝香間祇候一同の惣代として天機を伺ハれしなり、退出より明宮御殿江参上、佐野確二郎の写せる油絵額^一を進献せらる、御学問所に於て殿下に拝謁、御習字を拝見せらる

○二月五日明宮殿下より御交肴一台下し賜ハる

○二月六日午前十一時邸内に於て勇子命の三十日祭^大を執行せらる、

齋主磯部最信・副齋主杉浦勝雅、祭官兩人、伶人六人来る、供饌十一台

○同日午後二時出門、明宮御殿に参上せらる、昨日御肴を賜ハリし故御礼を申上られしなり

○二月十一日紀元節所勞参内せられず、式部職江不参届を指出さる
○二月十四日午前十一時邸内に於て勇子命の四十日祭^中を執行せらる、齋主磯部大教正、副齋主杉浦少教正、祭官今村今・千村孝義、伶人本島重久・小野亮道・菊川鷺次郎来る、供饌七台

○二月十八日大谷如水・鈴木忠夫に黒奉書袖^章・綿入羽織^各を遣ハさる

○二月廿日鈴木忠夫午前十一時三十分新橋発の汽車にて福井に帰る
○二月廿一日午後一時出門明宮御殿に参上せらる、麝香間祇候一同の惣代として御機嫌を伺ハれしなり

○二月廿三日午前十一時邸内に於て勇子命の五十日祭^大を執行せらる、明廿四日相当なれと同日ハ聖上御還幸にて御親戚方中に会祭

指支あるを以て引揚げられしなり、供饌十一台

○同日午後二時勇子命の靈位を祠堂に移し鎮坐祭^大を執行せらる、
供饌十一台

○二月廿四日麝香間祇候一同と共に生鯛一折を宮中に進献せらる、
本日還幸あらせられし故なり

○二月廿五日午後一時出門参内せらる、昨日還幸在らせられし故御
祝義を申上られしなり

○三月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、明宮御殿
へも参上せらる

○三月六日錦之丞君・茂時君午前九時出門大野松齋の許に赴き種痘
せらる、鈴木準道随行す

○三月十一日午前十時過祠堂に於て秀康命の誕辰祭^中を執行せらる、
祭主慶永公、供饌七台

○三月廿一日春季皇靈祭所勞参拝せられす、式部職江不参届を指出

○三月廿五日午前九時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山

御所・明宮御殿へも参上せらる

○三月三十一日午後三時慶民君同道出門、明宮御殿江参上せらる、
殿下より慶民君を召されし故なり、此時慶民君より殿下江進献、
殿下より慶永公・慶民君へ拝領物あり、左の如し

進献

一 交肴一折 一 すし四重^尺

一 蛤形御菓子一籠 一 丸ボーロ菓子二箱

拝領

慶永公江

一 黒八丈一反 一 減金筆架一

一 減金筆洗一

慶民君江

一 縞縮緬一反 一 毛植犬二

一 小茶箆筒一

外に
一二位局より慶民君へ贈り物

一 御所車一 一 角菓子箆筒一

一 毛植狸一・同猫一 一 茶盆一・茶碗五

メ

○四月三日神武天皇祭所旁参内せられす、式部職江不参届を指出さる

○同日慶民君午後二時出門明宮御殿に参上せらる、宮殿下より召されしなり此後時々召させらる今悉くハ記載せず

○四月六日午前十時出門参内せらる、一昨四日久宮薨去せられし故天機を伺ハれしなり、又此程一条総子君薨去総子君ハ実輝殿の養母皇后宮にも御養母なりせられし故、別に皇后宮の御機嫌をも伺ハれ、退出より明宮御殿江参上、過日慶民君を召され其上種々賜ハリ物ありし御礼を申上らる

○四月八日午前十時過祠堂に於て、秀康命を始め歴代の春季例祭大祭を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、祭官杉浦勝雅、伶人今村今外二名来る、供饌十一台

○四月十二日大谷如水に金拾五円外に焼海苔三・更紗風呂敷五・錦五組・毛織襟巻一・羽織紐一を贈与せらる、勇子君薨去の際会葬及び御家族方の御機嫌を伺ふため出京せしか、此節まで留め置かれ近々出発帰郷する事となりし故なり

○四月十九日午前大谷如水出発福井に帰る

○四月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○同日勇子命の油絵肖像成る、曩に佐野確二郎に模写を依嘱せられしなり

○四月廿八日友子君・慶民君・春光君各御養育所より本邸に復帰せらる、友子君ハ保坂伝蔵方、慶民君ハ室田文六方、春光君ハ保坂源七郎方に仮寓せられしか、既に生長せられし故なり保坂伝蔵・室田文六・保坂源七郎に金品を賜ハリし事ハ茂昭公譜に記載す

○同日慶永公・節子君・里子君・正子君・友子君・慶民君后三時水道町本邸出門関口別邸に移転せらる、家扶以下の随従して関口町に移住せしハ左の如し

鈴木準道	佐野 久
扶家	従家
おふち	小野田
千枝	
ひて	きよ
下婢	下婢
さよ	ちよ
下婢	下婢
かね	
慶民君乳持	
養蔵	小三郎
丁家	丁家

メ

○五月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○五月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○五月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○五月三十一日錦之丞君の仮寓所室田文六に毎月金五円謝儀として遣ハされしを、已後毎月金三円に改めらる、文六者巢鴨別邸番なるを以て座敷料を給せらるゝの必用なき故なり

○六月二日午十二時出門水道町本邸に赴かる、午後一時本邸内祠堂に於て秀康命の正忌祭^大を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台

○六月六日佐野確二郎に七子紬^葵裕羽織一・白縮緬一疋を遣はさる、勇子君の油絵を模写し額に仕立進呈せし故、謝儀として遣ハされしなり

○六月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる

○七月一日午前九時三十分出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て浅子命の三十年祭^大を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台

○七月五日午前九時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる

○七月十日午前十時出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て礼井子命の正忌祭^中を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○七月十四日慶民君同車明宮御殿江参上せらる、殿下御参内中なりし故拜謁せられず、慶民君より福井左義兆の雛形・大鼓小屋の雛形及び鞭壺本を進献せらる

○七月十五日午前九時前出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる

○同日華族女学校江節子君・里子君の入校願を差出さる、左の如し

入学願

東京府華族正二位松平慶永五女
松平節子
十年十ヶ月

同六女

松平里子
九年二ヶ月

右ノ者今般御校江入学志願ニ付御許容被下度、依之学業履歴相

添相願候也

明治廿年七月十五日

小石川区関口町百六十二番地
正二位松平慶永印

華族女学校御中

学業履歴書

東京府華族正二位松平慶永五女

松平節子

東京府浅草区橋場地方真崎出生、明治九年九月三日生
東京府小石川区関口町百六十二番地

東京府華族正二位松平慶永六女

松平里子

東京府小石川区小石川水道町卅五番地出生、明治十一年四月廿三日生
東京府小石川区関口町百六十二番地

一明治十七年三月ヨリ私宅ニ於テ普通学修行

一同十八年三月ヨリ旧東京女子師範学校卒業生高橋謹ニ就キ普

通学修行

一現今小学高等科一年生修行

右之通候也

明治廿年七月十五日

前書願の趣ハ九月九日にいたり聞届けられ、同十二日慶永公より保証書を出されたり

○七月廿一日午前九時出門参内せらる、大暑中故天機を伺ひ、且昨

廿日茂昭公昇位褒章拜受ありし御祝を申上られしなり、青山御所

・明宮御殿江も参上せらる

○七月廿七日小石川区役所江所得金届を指出さる、左の如し

所得金高届

一金千八百円

第一国立銀行利益配当金

一金六百円

東京海上保険会社同上

一金五百拾六円

公債証書利息

所得高計金式千九百拾六円

右之通二候也

明治廿年七月廿七日

東京小石川区関口町百六十二番地
松平慶永

小石川区長北沢正誠殿

○八月二日慶永公・茂昭公連名を以て藤島神社江金拾五円外に新田

公の画像従来所蔵の画幅一幅を寄附せらる、本月廿五日を以て新田公の五

百五十年祭を執行するよし聞かれし故なり寄附金品の添書ハ茂昭公譜に記載す

○八月五日午前八時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、青

山御所・明宮御殿へも参上せらる

○八月廿一日午前十時出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て幸子命の十年祭^大を執行せられし故列席せられしなり

正二位松平慶永殿

○八月廿二日皇子御降誕、吉井宮内次官より左の通り通達せらる、今廿二日午後一時三十分皇子御降誕被遊候条、此段申進候也

明治廿年八月廿二日

吉井宮内次官

正二位松平慶永殿

○八月廿三日午前八時三十分出門^{コロック}参内せらる、昨廿二日皇子御降誕ありし故参賀せられしなり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○八月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○同日参内、退出より水道町本邸に赴かる、祠堂に於て齊承命の正忌祭^中を執行せられしなり、祭主慶永公、茂昭公ハ今朝上州伊香保江出発せられし故出席せられず、供饌七台

○八月廿八日宮中に於て去ル廿二日御降誕の皇子に御命名あり、宮内次官より通達左の如し

皇子御名^{ミナヒト}猷仁卜被命、昭宮卜奉称候、此段申入候也

明治廿年八月廿八日

宮内次官伯爵吉井友実

○八月三十一日明宮殿下を儲君に定められ皇后宮陛下の御実子に仰

出さる、本日ハ殿下の御誕辰なり、慶永公午前十時出門^{コロック}明宮御殿に参上佳辰を賀せらる、殿下謁見あり、御学問所に於てアイスクリーム・葡萄酒を賜ふ、畢て宮内省江参賀、内大臣・各大臣・宮内勅任官・奏任官・麝香間祇候立列、宮内大臣伊藤博文殿左の通り演達せらる

明宮殿下自今儲君ニ被定、今上天皇陛下ノ御例ニヨリ皇后宮陛下ノ御実子ニ仰出サル、此旨ヲ達ス
右演達畢て御祝酒・立食を賜ハる、一同とゞもに宮内省へ参賀、再ひ明宮御殿江参上同しく賀詞を申上らる

○同日慶永公・慶民君より明宮殿下の御誕辰なるを以て交肴一籠を進献せられ、宮殿下よりも鯉三口を下賜ハる、御用掛の添書左の如し

明宮御誕辰ニ付美事成御肴献上相成早速御披露候、就而者此鯉三口以思召被下候条御廻申進候也

八月三十一日

明宮御用掛

松平慶永殿

○九月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所

・明宮御殿江も参上せらる

○九月十三日慶民君本郷幼稚園江入園せらる

○九月十六日越前産新雲丹五箱を例年の如く宮中江進献せらる

○同日節子君・里子君華族女学校に入学せらる、去る五日・六日の
両日入学試験を受け合格せられしなり

○九月廿日午前十時出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て忠昌命・
齊善命の正忌祭^中を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭
公、供饌七台、齊善命の正忌ハ本月十五日なりしか、当日慶永公
所勞、茂昭公伊香保入浴中なりし故延期せられしなり

○九月廿三日秋季皇靈祭所勞参拝せられす、式部職江不参届を指出
さる

○九月廿五日午前九時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山
御所・明宮御殿江も参上せらる、明宮殿下に拝謁、水晶造寒暖計
壺・虫目鏡壺・絵本一冊を進献せらる

○十月三日午前十時出門水道町本邸に赴き、祠堂に於て中根雪江の

十年祭を執行せらる、供饌七台、特例を以て慶永公親しく祭主と
なり雪江の男中根牛介を招き陪席せしめらる

○十月十七日神嘗祭所勞参拝せられす、式部職江不参届を差出さる

○十月廿三日午前十時出門水道町本邸に赴かる、例に依り祠堂に於
て秋季祭^大を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、神
饌十一台、祭官杉浦勝雅、外に伶人三名来る

○十月廿七日徳川家達殿より来る三十一日臨幸、翌十一月一日行啓
在らせらるへき旨仰出されたれば、両日とも十二時前参邸ある様
にと案内あり、左の如し

謹啓、陳者来ル三十一日午後一時御出門拙邸江臨幸可被為在、
翌一日同時御出門両皇后宮行啓可被為在旨被仰出候二付、両日
共御早昼二而十二時三十分迄に御来車被下度、此段得貴意候也
十月廿五日 徳川家達

松平慶永殿

追而両日共拙者義ハ燕尾服着用致し候、此旨為御心得申進候、
且又御諾否来ル廿九日迄二御申越被下度候也

○十月廿八日宮内大臣より来月三日天長節の祝宴に御招きあるへき
旨を達せらる、左の如し

宮内大臣勅旨ヲ奉シ正二位松平慶永殿ヲ来ル十一月三日午前十時四十分宮中ニ於テ天長節ノ祝宴ニ招請ス

明治二十年十月二十八日

大礼服用

別紙

席次上ノ都合有之ニヨリ当日参内ノ有無、来ル三十一日中必宮内大臣へ宛式部職江届出ラルヘシ

○十月三十日麝香間祇候各家の席次を桜井内事課長より通知せらる、左の如し

麝香間祇候無爵者ハ特ニ其戸主ノ爵ニ均シキ礼遇ヲ享ケシムル旨、去十七年七月十五日宮内卿ヨリ達相成候処、本年五月四日勅令第十号ヲ以テ叙位条例御頒布相成候ニ付而者、御同列中御席次別紙之通ニ相成候間、御心得迄ニ為念申進候也

明治廿年十月廿九日

内事課長宮内書記官
桜井能監

麝香間祇候宛

別紙

従一位勲一等公爵島津久光	正二位勲二等公爵毛利元徳
正二位勲二等公爵島津忠義	従三位 公爵徳川家達
従一位勲一等侯爵中山忠能	従一位勲一等 近衛忠熙
正二位 侯爵広幡忠礼	正二位勲二等侯爵浅野長勲
従三位勲三等侯爵細川護久	従三位 侯爵尚 泰

従三位勲三等侯爵池田章政	正二位 久我建通
正二位勲一等 嵯峨実愛	正二位 正親町実徳
正二位勲二等 松平慶永	正二位勲二等 伊達宗城
従三位勲三等伯爵津軽承昭	正四位勲四等伯爵松浦 詮
従二位勲一等 中御門経之	従二位勲三等子爵長谷信篤
正三位勲三等 池田茂政	従三位勲三等 藤堂高猷
従三位 徳川昭武	従三位 松平確堂
従三位勲三等 島津忠寛	

○十月三十一日午十二時前出門燕尾服高帽徳川家達殿の千駄谷邸に赴かる、午後一時御出門同邸江御臨幸在らせらるゝを以てなり、御臨幸の際徳川家の一族親戚とともに行幸門内に於て聖駕を奉迎し、次に御二之間に於て拝謁あり、次に馬場に於て流鏑馬陪覧、次に徳川家所蔵の重器天覧の後再び騎射陪覧、畢て能楽陪覧、次に御陪食再び能楽陪覧後天前に召され御盃を賜ハる、此時勅語相替らす酒ハ飲まぬかと仰、奉答相替ハらす酒ハ給へませぬと申上られしかは、侍従をして葡萄酒をつかしめらる、還幸の際奉送御臨幸の時に同し、午後十時過帰邸せらる

○十一月一日両皇后宮千駄ヶ谷徳川家達殿邸に行啓在らせらる、本日者慶永公所勞参邸せられす

○十一月三日天長節午前九時三十分出門^大服、参内せらる、聖上出御、皇族・大臣・各国公使・勅任官・麝香間祇候拝賀、畢て酒饌を賜ふ

○十一月四日宮内大臣より来る八日観菊会に御招きあるへき旨を達せらる、左の如し

宮内大臣皇帝・皇后兩陛下ノ命ヲ奉シ、正二位松平慶永殿ヲ来ル八日午後三時仮皇居禁苑ニ於テ催サル、観菊会ニ招請ス

明治二十年十一月二日 フロツクコート着用、夫人ハ通常

礼服或ハ西洋服着用

別紙

一 皇居宮門を入リ御車寄ニ於テ下乗スヘシ

一 参内ノ節案内状ヲ持参シテ掛員ニ示スヘシ

一 当日雨天ナレハ止ム

○同日杉田平助の雇を解キ野口小三郎を雇入らる、左の如し

関口邸門番兼家丁
杉田平助

依願解雇候事

関口邸門番兼家丁申付候事

但月俸金七円下付候事

埼玉県下北足立郡大矢口村
百五拾五番地野口清次郎弟
野口小三郎

○十一月八日仮皇居禁苑観菊会、午後一時三十分出門参内せらる、

聖上・皇后宮臨御、御苑内御散歩、皇族・各大臣・宮内勅奏官・麝香間祇候・外国公使参苑、菊花拝観後御苑内に於て立食を賜ふ、六時前帰邸せらる

○十一月十五日水道町邸内鎮守宗像宮の例祭を執行せらる、慶永公午前九時三十分出門同邸に赴かれ、祭主の事を執らる、神饌七台、外に赤飯を供へらるゝ等例年の如し

○同日友子君紐解の内祝あり、午前九時三十分出門産土神牛天神を参拝せらる

○十一月十七日午前九時三十分出門^{高帽}フロツクコート吹上御苑に参上せらる、滝見御茶屋に於て麝香間祇候の方々に午餐を賜ハリしなり、三条内大臣・土方宮内大臣・徳大寺侍従長・齊藤宮内書記官^{桃太郎}接伴せらる、退出の際仮皇居江参上、本日の御礼を申上られたり

○十一月廿三日新嘗祭所勞参内せられず、式部職江不参届を指出さる

○十二月五日午前九時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○十二月六日午前十一時水道町本邸祠堂に於て、勇子命の一周年忌祭^大を執行せらる、慶永公午前十時出門同邸に赴かる、勇子命の一周年忌ハ来明治廿一年一月六日相当なれとも、都合により本日執行せられたり

○十二月十日午後四時出門水道町本邸に赴かる、旧臣由利公正子以下二十九名を同邸に招き、茂昭公位階昇進の祝宴を開られし故なり、席上に於て慶永公祝文を朗読せらる、左の如し

維明治二十年七月二十日茂昭正三位二昇叙セラル、祖先秀康公ノ御位ト同シ、実ニ松平家ノコレニ超越シタル名誉ハナシト信シテ欣^レ雀躍ノ至ニ堪ヘス賀スヘシ、仍テ本日旧臣由利子ヲ始メ招請シ、下午祝宴ヲ開設シテ水魚ノ旧交ヲ益厚クシ、充分傾酒盃随意歡娛ヲ罄サンコトヲ伏希ス、熟思惟スルニ賞勲局ヨリ交付サレタル奉勅ノ日本帝国褒章之記ニ、愛国ノ衷情ヲ表陳スル云々ト記載ス、コレ誠ニ金紫光禄太夫^{正三位ノ事ナリ}ノ上位ニ昇進スル榮譽ニモマサル榮譽ナリ、如何トナレハ秀康公以来代々ノ愛国心ハ今年ニ於テ顕ハル、其名譽ハ欧米各国ニモ輝クナルヘシ、実ニ天皇陛下優渥ノ聖恩ト仰クナリ、此愛国ノ衷情ハ防海ノ事業ヲ賛成スルノミニ止マラス、不肖慶永無怠永世奉保護帝室、為国家心力尽サンコトヲ胸中ニ存セリ、コレヲ康莊以下子孫ニ伝ヘ、将来尊王愛国ノ誠心ヲ目的トシテ家事履行スルヲ熱望ス、旧臣由利子ヲ始メ不肖慶永ノ微衷ヲ体シ、啓沃賛助セ

ラレンコトヲ庶幾ス、コレヲ以テ本日ノ祝辞トス

明治二十年十二月十日 正二位松平慶永

○十二月廿四日小石川区黒田学校増築費として金拾円寄附せらる、

武田正規より区役所へ指出せる願書左の如し

寄附金願

一金拾円也

右者今般小石川区内黒田学校増築費之内へ、松平慶永ヨリ寄附致度候間、宜御取計奉願候也

明治廿年十二月廿四日

小石川区関町百六十二番地

華族松平慶永家令

武田正規印

小石川区長田中直達殿

○十二月廿七日宮内大臣より明治廿一年一月五日新年宴會に御招きあるへき旨を達せらる、左の如し

宮内大臣叡旨ヲ奉シ正二位松平慶永殿ヲ来ル明治二十一年一月五日午前十時四十分宮中ノ新年宴會ニ招請ス

明治二十年十二月廿七日

○十二月廿八日宮内大臣より宮中宴會等に召されし際御請書指出方を達せらる、左の如し

^{「為(朱書)}

従来宮中宴會等ニ被召候節ハ、御請書指出シ又ハ不差出向モ有

之区々相成居候得共、参内可致ハ勿論ノ義ニ付、自今御請書不
及指出候、尤公用・病氣等ニテ御請難致場合ニ限り、早急御断
書可指出様致度ニ付、予テ此段申入候也

明治廿年十二月廿八日 宮内大臣土方久元

正二位松平慶永殿

○十二月廿九日歳末御祝詞所参内せられず、式部職江不参届を指
出さる

家譜

○明治二十一年一月一日関口町別邸住御家族方左の如し

慶永公 節子君 里子君 正子君

友子君 慶民君 錦之丞君室田文六江御預中

○同日早旦若水、熨斗・喰摘・福茶・雑煮・吸物・屠蘇・松立祝膳
一汁三菜を進む、祠堂拜礼供饌五祝詞例の如し、畢て奥表に奉仕する
輩の年賀を請けらる

○同日拜賀参内せられず、腫物のためなり、式部職江所参不参届を
差出さる

○一月三日元始祭所参内せられず、式部職江不参届を差出さる

○同日慶民君午前七時三十分出門明宮御殿江参上、年賀を申上らる

○一月五日新年宴会所参内せられず、式部職江不参届を差出さる

○一月八日水道町本邸に於て治好命の正忌祭中を執行せらる、所参
会祭せられず

○一月九日明宮殿下より所参御尋として交肴・造菓を賜ハる、御内
儀掛の添書左の如し

記

一交肴 一折

一造菓 一籠

右御所参為御尋明宮殿下思召を以被下候条、御廻申進候也

一月九日 明宮御内儀掛

松平慶永殿

○一月十五日午前十時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山
御所・明宮御殿江も参上せらる、新年以来所参他出せられさりし
か、本日始めて他出を試ミ参内せられたり

○一月十七日慶永公の勲功に依り茂昭公に侯爵を陞授せらる、官旨

左の如し

正三位伯爵松平茂昭

依父慶永勲功特陞授侯爵

睦仁 □ 御璽

明治二十一年一月十七日

宮内大臣従二位勲一等土方久元

○一月十九日午後一時出門参内せらる、茂昭公に侯爵を陞授せられし御礼を申上られしなり、青山御所へも参上せらる、明宮にハ皇居にて拝謁御礼を申上られし故、御殿江ハ参上せられさりし

○一月廿五日午前十時過出門参内せらる、例月の天機伺なり

○一月三十日孝明天皇祭所旁参内せられず、式部職江不参届を差出さる

○二月十一日紀元節参内せられず、宮内大臣江宴会不参届、式部職長官江賢所参拝不参届を差出さる

○同日慶民君の幼稚園に赴かるゝに、玄関番の随行する事を停めらる従前玄関番の内一名慶民君の請に依てなり随行するを例とす

○二月十五日午後三時三十分出門水道町本邸に赴かる、福井県知事

石黒務及旧臣十数名を招き、昇爵の祝宴を開かれしなり招請せられし人名ハ茂昭公譜に記す

昭公譜に記す

○二月十六日午後一時参内せらる、聖上御違例あらせられし故天機を伺ハれしなり、明宮御殿江も参上御機嫌を伺ハれたり

○二月十九日由利公正子・青山貞男・長谷部辰連・堤正誼・福島敬典・松平正直・田辺良顕・村田氏寿・狛元・毛受洪・伊藤輔・加藤斌・武田正規を招致し、昇爵祝宴の程度及び旧臣中特別の功勞ありし輩に慰勞の典を挙げらるへき程度を議せしめらる、諮問案及び由利子以下一同より差出せる答議書左の如し

諮問案

今般特陞授侯爵之聖恩ヲ蒙候ニ付、在東京旧臣へ祝酒贈与候区
域且取扱振席上之事、福井旧臣ハ為酒肴料贈与之事、功勞アル
旧臣江取扱之事

二月十九日

松平慶永

松平茂昭

村田氏寿殿

故中根雪江儀ハ美ニ大功勞アル者にて、今度之昇爵之報酬之印ヲ表シ度候間取扱如何候哉、為藩政為国家功勞アル者現今大貧困差迫候輩江ハ、事実取調之上手当可有之方可然哉及相談候事

二月十九日

松平慶永

松平茂昭

答議書

福井御旧臣江祝酒賜り候ハ御旧臣而已ニ止ラス、町在といへとも旧功アル者并御内用達或ハ旧御膳所等相勤候類差加へ、取扱振者総而福井県下在任御旧臣古老年有志輩之見込ニ御委任候事但金額ハ大凡金七百円与予定候得共多少之増減者御貪着無之事

附本多副元旧臣士族之者ハ同断之事

福井各御菩提寺住職之面々者、本年御墓参之節御祝酒ヲ兼御招待之事

在京御旧臣祝酒賜り方ハ調査委員ヲ撰定シ、人員取調可成洩レサル様御招之事

但御招集之節ハ御本邸表向不残明ケ放シ、調理ハ折詰ニシ酒ハ土瓶ニ入老人毎ニ折ト土瓶并猪口壺ツ、相渡シ、自由飲食為致候事

功劳アル者へ賜り方ハ一人金三十円ツ、ニテ可然事

此人員本多釣月・松平鷗客・秋田豊・酒井帰耕・毛受洪・勝木十蔵・桑山十蔵

故中根雪江孫へ学資ヲ給シ、中根家恢復靈魂ヲ慰セシムル為人才教育之事

附青山之主義ハ故雪江功劳ニ於テハ所謂老公師父の任ニ候得

ハ、雪江嫡子牛介へ一ツノ家屋ヲ賜ヒ故雪江ノ祭りヲ営候様、其上子孫俊秀之人物有之、学資ニ乏キトキハ学資も賜リテ可也

本多副元へは為酒肴料金貳千疋被贈可然候事

本日の答議に依り功劳ありし旧臣に贈与せられし金品及添書二月廿三日日より四月十五日までに漸次贈与せられしを爰に列記す 左の如し

贈与金品及び添書

一月十七日於天前特陞授侯爵之宣旨ヲ賜ヒ、実ニ感佩之至ニ候、就而者多年之功劳ヲ慰シ、乍聊金三十円贈与候也

明治二十一年二月

正二位 松平慶永判
正三位侯爵松平茂昭判

各通
松平鷗客殿 三月二日
本多釣月殿 二月廿七日

酒井帰耕殿 二月廿三日
毛受 洪殿 二月廿三日

一月十七日於天前特陞授侯爵之宣旨ヲ賜ヒ、実ニ感佩之至ニ候、就而者威徳公以来多年之勤勞ヲ慰シ、乍聊金三十円贈与候也

明治二十一年二月廿三日

正二位 松平慶永判
正三位侯爵松平茂昭判

秋田 豊殿

一月十七日於天前特陞授侯爵之宣旨ヲ賜ヒ、実ニ感佩之至ニ候、就而者多年尽力ノ功勞ヲ慰シ、乍聊金三十円贈与候也

明治二十三年二月廿三日

正二位 松平慶永判

正三位侯爵松平茂昭判

勝木十藏殿

一月十七日於天前特陞授侯爵之宣旨ヲ賜ヒ、実ニ感佩之至ニ候、就而者多年之勤勞ヲ慰シ、乍聊金三十円贈与候也

明治二十一年二月廿三日

正二位 松平慶永判

正三位侯爵松平茂昭判

桑山十藏殿

一月十七日於天前特陞授侯爵之宣旨ヲ賜ヒ、実ニ感佩之至ニ候、就而者嘉永度已来奔走尽力今日ニ至ル迄、家事輔贊之偉功不少、其辛勞ヲ慰シ、乍聊金三十円贈与候事

明治二十一年三月十日

正二位 松平慶永判

正三位侯爵松平茂昭判

村田氏寿殿

今般侯爵ノ宣旨ヲ賜フノ聖恩ヲ蒙リタル祝意ヲ表スル紀念ノ為ニ、実父齊匡卿真筆ノ絵ヲ送進ス、永世子孫ニ保存スルヲ希望

又

明治廿一年三月十日

東照宮八代孫有徳公五代孫
秀康公十五代裔
正二位勲二等松平慶永

也

村田氏寿殿

代舌

本年一月十七日茂昭陞授侯爵ノ宣旨ヲ賜フノ聖恩ヲ蒙リ、当家人ノ名譽ヲ子孫ニ貽ス、実ニ感泣徹心肝、就テハ足下嘉永度ヨリ無息ニテ江戸ニ駐在ス、中根雪江翁ト謀リ東奔西走尽力ス、福井学校及武事・炮術等ニ關係シ進歩ノ業ヲ奨励ス、特ニ鹿兒島へ旅行シ熊本ヘモ参リ、横井先生ヲ招請ス、其他藩政ノ制度ヲ組織整頓ス、今日ニ至ルマテ無怠家事ヲ輔贊シ其功勞不淺々、今般ノ陞爵ヲ賜フ祝意ト、其勤勞ヲ慰スルヲ紀念ノタメニ、縁故アル珍藏ノ物品ヲ送進ス、永世保存アランコトヲ希望ス、却説余ハ実ニ無比ノ幸福ヲ享クルモノナリ、祖先以来コレナキ徳川家ノ興廢ニ遭ヒ、叨総裁職其後紛乱ニ接ス、又官中納言ニ昇任シ、民部・大蔵ノ両卿ニ任セラレ、職原抄以来コレナキ大学別当ニモ任セラレ、遂ニ麝香間祇候ヲ命セラレ位正二位ニ叙セラル、祖先以来コレナキ名譽ノミナラス、天皇陛下ノ勲慮貴重ナル直衣ヲ賜フ、况ヤ今般ノ昇爵言語尽シ得カタシ、身ニ余リ感佩ノ至リニ堪ヘサルナリ、加之衆庶ノ知ラサル幸福ヲ

享ク、余ハ田安従一位齊匡卿ノ男ナリ、此田安ノ地ハ昔松原小路ト云田安門ノ内ニアリ、結城黃門秀康公御館ヲ建ラレテ木立^{コダチ}ノ御館ト呼ケルト或書ニ見エタリ、然ハ余ハ公ノ御館跡ノ田安第二生レ、松平家養子トナリシハ実ニ奇遇ト云ヘシ、余ハ此齊匡卿ノ繪掛物ヲ送進スルハ此縁故ヲ以ナリ

明治廿一年三月十日

一月十七日於天前特陞授侯爵之宣旨賜ヒ、^{「ヲ」(朱書)}実ニ感佩之至ニ候、

就テハ数年ノ御辛勞ヲ慰シ、乍聊金三十円差進候也

明治廿一年三月十日

正二位 松平慶永判

正三位侯爵松平茂昭判

由利公正殿

一月十七日於天前特陞授侯爵之宣旨ヲ賜ヒ、実ニ感佩之至ニ候、就而者明治八年家令ニ補スル、以来日夜勤勉尽力其功勞ヲ慰シ、乍聊金貳十五円贈与候也

明治二十一年三月十日

正二位 松平慶永判

正三位侯爵松平茂昭判

武田正規殿

本年一月十七日於天前特陞授侯爵之宣旨ヲ賜ヒ、優渥之聖恩感切鏤銘之至ニ候、就而ハ足下慈父雪江翁数十年、藩政ハ勿論為國家辛勞尽力シ、勤王ノ功績ヲ追憶シテ良感厚誼、依テ金五百

円ヲ翁ノ靈位ニ供ス、且足下資本ヲ補助シ、将来子々孫々ニ伝ヘ一家保護ノ資ニ充ン事ヲ希望ス

明治二十一年四月十五日

正二位 松平慶永判

正三位侯爵松平茂昭判

中根牛介殿

○三月十三日午前九時出門芝紅葉館に赴かる、本日ハ能久親王^{北白}及ひ伊達宗城殿・島津忠寛殿と仰合ハされ、同館に於て島津久光殿の一日祭を執行せられしなり

○三月十四日茂昭公より慶民君を高等師範学校附属小学校江入校致させ度旨の願書を宮内大臣に差出さる、左の如し

就学願

正二位松平慶永四男

松平慶民

明治十五年三月十五日生

右者兼而高等師範学校附属幼稚園江入園致居候処、本年三月満六歳学齡ニ付、就学規則之通り学習院江入学可致筈、幼弱ニ而遠路通学致兼候間、同所小学校江当分入校為致度、此段御許可被成下候様奉願候也

明治二十一年三月十四日

小石川区小石川水道町三十五番地

正三位侯爵松平茂昭

宮内大臣土方久元殿

第八十九号

願之趣聞届候事

明治廿一年三月十五日 宮内大臣子爵土方久元

○三月廿日春季皇靈祭所勞參拜せられず、式部職江不參届を指出さる

○三月廿五日慶永公・慶民君午前九時出門明宮御殿江參上せらる、殿下より慶民君を召されし故同道せられしなり、慶永公ハ退出より直ちに参内、天機を伺ハれたり

○四月一日高等師範学校長江慶民君の入学証書を差出さる、近々同校附属小学校江入学せらるへき故なり、左の如し

入学証書

東京府華族
正三位侯爵松平茂昭弟
同人父正二位松平慶永四男

松平慶民

明治十五年三月十三日生
齡満六年

右之者今般御校附属小学校江入学許可相成候二付テハ、御規則并御告諭堅ク可為相守候、勿論本人身上ニ付一切ノ事件拙者引受可申、依テ証書指出候也

明治廿一年四月一日

東京府小石川区関口町百六十二番地
東京府華族
保証人 松平慶永

高等師範学校校長
山川 浩殿

委任状

授業料納方心得ニ従ヒ毎月授業料持參可仕候間、私代理トシテ

高等師範学校江上納被降度、此段御委任申上候也

明治二十一年四月一日

松平慶民保証人
松平慶永

岡 五郎殿

土方勝一殿

履歷書

東京府華族正三位侯爵松平茂昭弟
同人父正二位松平慶永四男
松平慶民
明治十五年三月十三日生
齡満六年

生所 小石川区小石川水道町三十五番地

住所 小石川区関口町百六十二番地

父 華族正二位松平慶永

右昨廿年五月ヨリ本年三月マテ幼稚園ニテ保育受候

明治廿一年四月一日

保証人
松平慶永

○四月三日神武天皇祭所勞參拜せられず、式部職江不參届を差出さる

○四月五日午十二時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○四月八日午前十時過出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て春季祭

大を執行せられしなり詳細ハ茂昭公
祭に記載す

○四月十五日午前十時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○同日中根牛介を本邸に召喚し、茂昭公より故中根雪江の霊前に金五百円奠供せらるゝ旨の添書を交附せらる此添書ハ二月十九日
の条下に記載す

○四月十九日午後一時三十分出門、浜離宮御苑観桜御会に参上せらる、出門前茂昭公関口邸に來られ両公御同車なり、此日皇后宮御苑に行啓在らせられ、各大臣・各国公使・勅任官・麝香間祇候・公侯爵・宮内奏任官参上、各立食を賜ふ

○四月廿日午前九時三十分出門参内せらる、昨十九日観桜御会に御招きありし御礼を申上られしなり

○四月廿六日午後一時過出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て秀康命の誕辰祭大祭を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台来会せられし御一族方姓名、及び此祭典に併ハせて
陸爵の祝宴を開かれし事ハ、茂昭公譜に記載す

○四月廿九日午後一時過出門水道町本邸に赴かる、本日ハ在京の旧臣六百余名を招き陸爵の祝宴を開かれしなり宴会の次第ハ茂昭公譜に記載す此時慶

永公開宴に先たち祝辞を朗読茂昭公の祝辞及び村田氏寿のし、又天保九年家統を継承せられし以来、勤勞ありて既に物故せし旧臣数十名の霊前に手つから酒肴を供せらる、祝辞及び酒肴を供せられし旧臣の人名左の如し

祝辞

本年一月十七日特陞授侯爵之宣旨ヲ賜ヒ、当家貴重ノ家格ヲ永世ニ伝フ、実ニ無比ノ聖恩豈勝銘肝ヤ、依テ本日下午一点鐘ヨリ旧臣ヲ招集シ其祝宴ヲ開ク、充分傾霞杯テ歡ヲ罄ヨ、猶益旧君臣子孫ニ至ルマテ旧誼ヲ忘レス水魚ノ交ヲ厚クシ、共ニ尊王愛國ノ忠誠ヲ表シ、特恩ニ奉服ヲ希望ス、コレヲ祝辞トス

明治廿一年四月廿九日

東照宮八代孫秀康公十五代裔

正二位勳二等源慶永 **也**

ノ

勤勞ありし旧臣人名

教育及輔翼之大恩	從四位中根雪江	教育之恩	天方孫八
教育之恩	平本平学	同上	鈴木主税
同上	浅井八百里	同上	加賀九郎右衛門
教育・医道之恩	半井 保	学問教授之恩	松波甚左衛門
詩学	勝沢一順	教授	清田丹蔵
教授	高野半右衛門	教授学問改良大恩	矢鳥恕介
	松田和孝	家来教授之恩	吉田東篁
輔翼尽力之恩	長谷部恕連	職務勤励	本多築後

儒者 清田丹藏 醫師 山本正伯
醫師 辻岡玄明 同上 佐藤昌甫

右天保九年戊戌十一月廿三日田安第引移り之年ノ江戸詰預世
話者也、距今五十年

○四月卅日小石川区役所江所得金高届を指出さる、左の如し

所得金高届

一金千九百七拾五円 第一国立銀行 利益配当金
一金六百六拾円 東京海上保険 会社同上
一金千三百七円 公債証書 利子
所得高計金三千九百四拾貳円

右之通二候也

明治廿一年四月

東京小石川区関町百六十二番地
華族 正二位松平慶永

小石川区長田中直達殿

○五月五日午前九時卅分出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山
御所・明宮御殿へも参上せらる

○五月十三日堤正誼に掛軸浦上春琴画花卉一・置時計一・白縮緬一疋

遣はさる、多年御家中を輔翼せし故其勞を慰し、且陸爵の祝意を
表せらるゝ為なり、慶永公・茂昭公連署の添書あり、左の如し

貴君御職務頻繁ヲモ不被顧、多年当家家政万事御輔翼、御懇切
御注意之厚恵不知所感謝候、特二本年一月十七日陸爵ノ聖恩ヲ
荷フ祝意ヲ表スル紀念ノ為ニ、所蔵ノ掛物一幅時辰儀ヲ添へ差
進候、御領収有之度候也

明治二十一年五月十三日

正二位松平慶永

正三位松平茂昭

堤 正誼殿

○五月十四日宮内大臣土方久元殿始数名を招請して宴会を開かる、

来賓及び御相伴人名左の如し

宮内大臣 土方久元殿 宮内次官吉井友実殿
元老院議官神山郡廉殿 侍従 西四辻公業殿
宮内書記官高辻修長殿 式部次官高崎正風殿
御相伴

元老院議官由利公正 元老院議官長谷部辰連

内匠頭 堤 正誼 元老院議官田辺良顕

従五位 村田氏寿

宴会席

一奥ノ間 慶永公 掛軸兆殿司 料紙箱
居間 床 画二幅対 硯箱

一 書齋 床 掛軸利休書
横物

一 離レ茶席 床 掛軸源烈公人丸
画讚

一 大奥ノ間 床 掛軸容堂公書
南冥画古銅花生

違棚 楽翁公 文鎮明珍作 屏風 元信筆琴棋
書歌帖 海老 画ノ図

料理

一 菓子 一 吸物 一口取 一 刺身 一 鉢肴

一 茶碗盛 一 酢ノ物 一 甘煮 泥亀 一 塩焼 鮎

同上膳部

一 平 一 汁 一 猪口 一 敷物 大鯛・海老
雲丹・蒲鉾

余興

一 席画 荒木寛畝

外二 妓 五人 酌 二人 肝煎 一人

○五月十五日午前十時出門参内せらる、例月の天機伺なり、常御殿に於て謁見あり、明宮御殿江も参上せらる

○五月十六日鈴木準道家扶に本邸勤関口邸兼を、沢木禄平家従に関口邸兼を命せらる

○五月廿三日鈴木準道家族一同関口別邸より本邸に移住す

○五月廿五日午前九時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山

御所へも参上せらる

○五月廿六日午前十時出門、新橋より汽車にて横浜に赴かる、本日茂昭公墓参のため、福井に出発せられし故見送られしなり、横浜日盛楼にて茂昭公及び外見送りの輩と同しく午餐、午後六時帰邸せらる

○五月三十日爵位局長江正子君・友子君を自宅に於て勤学致させ度旨届出らる、左の如し

女子入校之儀ニ付御届

華族女子学校江入校之儀ニ付、御達之趣拜承仕候、就テハ慶永七女松平正子八年六ヶ月、同八女松平友子七年五ヶ月、両女共学齢期限内ニ御座候処、天質薄弱現今入学難為仕候ニ付、既ニ昨二十年六月五日御届申上置候通、旧東京女子師範学校卒業生高橋謹ニ就キ、自宅ニ於テ修業為仕候間、此段御届仕候也

明治廿一年五月三十日 東京府華族正三位松平茂昭旅行中ニ付留守心得
正二位松平慶永判

爵位局長侯爵徳大寺実則殿

○六月二日午前十時三十分出門、水道町本邸ニ赴かる、祠堂に於て秀康命の正忌祭大を執行せられしなり、祭主慶永公茂昭公旅行中出席せられす出席せられす
饌十一台、伶人奏楽例の如し

○六月五日午前九時半出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○六月十四日午前九時半出門参内せらる、中山忠能殿去る十二日薨去せられし故、天機を窺ハれしなり

○同日茂昭公福井より帰京せらる

○六月廿七日茂昭公より慶民君を康莊君の継嗣に定めたま旨の願書を宮内省に指出さる願書其他御親戚江協議せられし書類ハ茂昭公譜に記載す

○七月一日午前出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て浅子命の正忌祭_中を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○七月三日午後慶民君水道町本邸二赴かる、慶民君を康莊君の継嗣に定められたしとの願意を、昨二日宮内省に於て聞届られし故、茂昭公江御礼を申上られしなり、此時鮮鯛料_{金千疋}を茂昭公・幾子君に進せられ、茂昭公・幾子君よりも慶民君江鯉節_折を進せられたり

○七月十日午前十時前出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て礼井子命の正忌祭_中を執行せられしなり、祭主慶永公、供饌七台

○七月十二日慶民君午後二時三十分出門明宮御殿に参上せらる、中の御祝儀を申上られしなり、此時明宮殿下江掛軸_{岸駒画鷺一幅の図大幅}を内献せらる

○七月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上、明宮御殿にてハ謁見あり

○七月廿五日午前八時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○八月三日武田正規をして子爵大久保一翁殿の棺前を代拜せしめらる、大久保殿七月卅一日薨去せられしなり、此時香奠金千疋・花一対・干菓子一折を供し、又祭文を持参せしめられたり、祭文左の如し

嗚乎哀哉、嗚乎痛哉、従二位勲二等大久保一翁卿ヨ、卿ハ文化十四年_{丁丑}十一月廿九日生、七十二年ヲ一期トシテ客月卅一日午後薨去ノ訃音ニ接シ、殆驚愕シ痛惜ノ至リニ堪ヘス、恭惟スルニ卿ハ十一代將軍文恭公ノ御世被召出、御小姓ニ奉仕ス、今ニ至テ存在スルモノハ卿一人ナリ、諸大夫ノ高官ニ昇ル其功勞実ニ無比ナリ、文久二年_{壬戌}秋慶永叻政事総裁職タリ、此際全国紛乱シ別テ朝幕ノ御親和破レントスルノ時勢ナリ、或日奉台

命総裁職、老若大小監察開廟議、卿建言ス、徳川家三百年近ク
太平ヲ保ツ、至今日ハ保護スルノ道ナシ、故ニ將軍職ヲ辞シテ
大名ニ列セラレ、駿・遠・参ノ三国ヲ領セラル、ハ実ニ適当ノ
御所為ト云ヘシ、満坐不平ヲ唱ヘ時勢未早シト云、コレニ同意
スルモノ多ク卿ノ誠衷ハ消滅セリ、卿ノ明言今日ニ至テ先見ナ
リ、却説ク明治維新之際徳川御家ノ興廃実ニ辛苦ス、卿及山岡
・勝三先生非常ノ労苦ヲ被竭、忠誠ヲ以御家ノ繁栄ヲ復ス、即
為国家為御宗家大勲功ヲアラハス、況ヤ家達公御宗家ヲ御相統
以来右三先生頗る被尽力、於卿ハ特ニ教育御行届キ家達公ニ於
師父ト仰クヘシ、慶永対卿国家忠誠ヲ竭スハ勿論ナリ、為御宗
家懇厚ノ御誠意ヲ以テ亡滅ニ垂ントスル救助セラレ、幼君ヲ育
養セラル、ノ恩恵筆紙ニツクシカタシ、不知所謝ナリ、卿ノ功
勲ヲ追憶シテ涙玉摧哀悼何ソ堪ヘンヤ、卿ノ功勞ヲ子孫ニ貽シ
被叙従二位ノ聖恩ヲ於地下奉仰ラン、慶永呈誄辞聊供菓子・花
一對及仏使欲報積年厚恩、卿有靈尚饗

明治廿一年八月三日

辱交

正二位勲二等源慶永

○八月五日午前八時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○八月十五日午前七時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり

○八月廿日午前八時出門、芝増上寺故將軍家茂公の廟に参詣せらる、
徳川家達殿二十三年祭を執行せられし故なり、此日侍従万里小路
通房殿を勅使として参向せしめられ御備物あり、慶永公より時の
花壺対・香奠金七百疋、茂昭公より香奠金五百疋を備へ、又慶永
公哥一首を備へらる、左の如し

はたちあまりみとせの早くめぐり来て夢こゝちにもしのふけふ
哉

○八月廿五日午前八時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、
青山御所・明宮御殿江も参上、明宮殿下に拝謁せらる

○同日参内の帰途水道町本邸に赴かる、祠堂に於て齊承命の正忌祭
中を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○八月三十日慶民君午後二時出門明宮御殿へ参上拝謁せらる、本日
ハ明宮殿下の御誕辰なるを以て、今朝慶永公・慶民君より交肴一
折進献せられしに、宮殿下よりも慶永公・慶民君江御肴を下賜ハ
りし故、御礼を申上られしなり

○九月五日午前八時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所
・明宮御殿江も参上せらる

○九月十日午前十時出門参内せらる、爵位局より召喚ありし故なり、此日爵位局に於て特旨を以て従一位に叙せらるゝ旨達せらる、宣旨左の如し

正二位松平慶永

以特旨位階被進

明治廿一年九月十日

宮内省

正二位松平慶永

叙従一位

明治廿一年九月十日

宮内大臣従二位子爵土方久元奉

○九月十五日午前出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て齊善命の五十年祭^大を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台、祭官今村今、伶人本島重久・小野亮造^道・落合道義来る、徳川家達殿祭に会せらる、松平確堂殿へも案内せられしか会せられさりし、徳川殿に午餐を進せらる、左の如し

一生干菓子^{角切} 一吸物 一口取 一鉢肴 一刺身

一平 一汁 一膾 一猪口 一飯 一香の物

○同日松平家範を創定し、及び家務章程を改正増補せらる、是ハ村田氏寿起草し、慶永公刪補せられしなり^{家範及び家務章程ハ茂昭公譜に掲載す}

○九月廿日午前九時過参内、伝来の刀^{左文}一振^{白鞘白二羽重袋入、桐材の箱に納め、赤地錦袋入赤紐付}を献上せらる、是ハ本年一月以来陞爵又ハ昇位の特典を蒙ふられし故、重疊の恩命を謝し奉らるゝ為めなり、刀に添へられし書付左の如し

左文字伝来

徳川三代將軍家光ヨリ、慶安元子年十二月廿一日祖先秀康ヨリ

三代目、光通元服之節受領候也

明治廿一年九月廿日 従一位勲二等松平慶永

○同日参内の帰途水道町本邸に赴かる、祠堂に於て忠昌命の正忌祭^中を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○九月廿二日秋季皇靈祭不快参内せられず、式部職江不参届を差出さる

○九月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる、此日越前産新雲丹^{五合入}を内献せらる

○同日長谷川皎に慶永公・茂昭公より特旨を以て金貳拾円を賜ふ、久しく病臥せし故なり

○十月一日午前九時出門参内せらる、昨三十日午前六時二十分皇女御降誕ありし故参賀せられしなり、青山御所御産所・明宮御殿江も参上せらる

○十月二日旧臣勝木十蔵福井より着す、東京遊覧の為め慶永公より内命を伝へて上京せしめられしなり、水道町本邸内の曹舎に止宿せしめらる

○十月六日皇女御命名所旁参賀せられす、不参届を差出さる、此日宮内大臣より皇女の御名を通達せらる、左の如し

皇女御名昌子マサト被命、常宮ト奉称候、此段申入候也

明治廿一年十月六日 宮内大臣子爵土方久元

従一位松平慶永殿

○十月十日午後三時半過出門水道町本邸に赴かる、本年ハ慶永公還暦之齡に当られ、且松平家を継承せられし以来五十年を経、殊に従一位の高位に昇進ありし故、旧臣其他縁故ある人々を招き祝宴を開かれしなり、茂昭公・幾子君より仙白平袴一反・三組盃松竹梅の蒔絵一組・松魚節一折進呈せらる、招きに応じて参邸せし人々左の如し

由利公正 鈴木重嶺 近藤幸殖 林竜之介

松平鷗客	村田氏寿	堤 正誼	長谷部辰連
田辺良顕	福島敬典	橋本綱常 <small>断</small>	岩佐 純
佐々木長淳	加藤 斌	伊藤 輔	出浦力雄 <small>断</small>
南部広矛	能勢久成	門野隼雄	沢木直行
大谷 巖	近藤 篤	富沢 僚	円乘 豁
渥美友成	中根牛介	島田重民	天方道 <small>断</small>
青木咸一	佐々木千尋	坂野親伯	大島正人
青木 修	白井久人	白井光太郎	田代 弘
佐藤 誠	笹川章門	小林太伸	水野行敏
長谷部仲彦	草尾一馬	横井五百里	小村 績
林左次衛	山沢 簡	小栗 誓	大谷一枝 <small>断</small>
渡辺洪基	斯波有造	山県 昌	勝木十蔵
三輪甫一			

○十月十三日義倉困米の方法を廢し、従来困ひ置かれし現米百五拾石を売却せらる、是ハ糧食を主とする国に在てハ、三・四十年乃至四・五十年の間に必ず穀物不登の年ありて、人民糧食を得るに苦しむ事ある例なるか、明治十年の比ハ天保八年の凶荒以来已に四十年余に及びし故、人々恐懼の念を懐きけるに、恰も氣候不順なりし故慶永公深く憂慮、当時杞憂論を著述せられし程の事にて、万一其事あらんに責めてハ邸内に居住する輩になりとも、糧食闕乏の困難にあわせしとて、山田又左商人をして筑前産上米百五十石

壺石五円五十銭を大坂に於て購買せしめ、是を其地に貯蔵し、爾来年々其年の收穫米を以て新陳交換することに定められしを、此節更に詮議の旨ありて該方法を廢し、囲ひ置かれたる米をも売却せられしなり、此時米価下落して壺石金四円式十銭に糶売せし故、最初糶買せし代金に比し左の如く減耗せり

一金八百式拾五円 上米百五拾石糶買代壺石金五円五十銭

一金六百式拾円〇八銭 同上糶売代壺石金凡四円式十銭

右差引金貳百〇四円九拾貳銭減耗

外二 金拾六円八十七銭五厘明治十八年ヨリ同廿一年迄消費三ヶ年九ヶ月歳敷料

○十月十七日神嘗祭所勞參拜せられず、式部職江不參届を指出さる

○十月十八日午後出門芝紅葉館に赴かる、徳川家達殿を始二十余名を招待して、陞爵昇位の祝宴を開かれしなり、此日別邸よりハ慶永公・節子君・慶民君出席、本邸よりハ茂昭公・幾子君出席せられたり、來賓姓名及び宴席の次第ハ茂昭公譜に掲記す

○十月廿日慶民君の乳持高橋かねの雇を解き、更に下婢に召遣ハるゝ旨申付らる、此日多年六年七月奉仕せし勞を慰し金三拾円、別段金七円下賜ハる

○十月廿三日午前十時出門水道町本邸に赴かる、祠堂に於て秋季祭

大を執行せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台、祭官一人、伶人三人來る

○同日勝木十蔵に金五拾円・黒奉書紬綿入羽織葵章一領を遣ハさる、

勝木の出京ハ養浩会員の物代として慶永公の安否を窺ふを以て名としけれど、其実慶永公より内旨を伝へて東京遊覧を促されし事ハ既に記するか如し、故に往復の旅費其他雜費に宛つるため該金額を遣ハされたり滯京中日々賄を遣ハさる

○十月廿六日午後水道町本邸に赴かる、邸中に於て慶永公の昇位、茂昭公の陞爵、康莊君・節子君の結縁、慶民君を康莊君の継嗣に定められたる内祝宴を開かれしなり、両邸の御家族一同出席せられ、御相伴として邸内奉仕の男女其他縁故ある人々数十名陪席せり、余興に落語・手品等ありき

○十一月三日天長節所勞參内せられず、式部職に不參届を指出さる

○十一月五日午前十時出門參内せらる、例月の天機伺なり

○十一月八日仮皇居御苑觀菊会所勞參苑せられず、宮内省江不參届を指出さる

○十一月十三日午後一時過出門参内せらる、皇子昭宮殿下昨十二日
薨去せられし故天機を伺ハれしなり、青山御所江も参上せらる、
明宮殿下には宮中にて拝謁せられし故参上せられす

○十一月十五日午前十時出門参内せらる、例月の天機伺なり、退出
より水道町本邸に赴かる、邸内鎮守宗像宮の例祭を執行せられし
なり、神饌七台、慶永公祝詞を朗読せらる

○十一月十九日関口町別邸井戸落成す詳細ハ茂昭公
譜に記載す

○十一月廿三日新嘗祭所劳参内せられす、式部職江不参届を指出さ
る

○十一月廿五日午前十時前出門参内せらる、例月の天機伺なり

○十二月五日午前十時前出門参内せらる、例月の天機伺なり

○十二月十五日午前十時前出門参内せらる、例月の天機伺なり、青
山御所・明宮御殿江も参上せらる

○十二月十八日賞勲局に於て木盃一を下賜せらる、本日参局あるへ
き旨賞勲局より達せられければ、所劳なりし故茂昭公代理として

参局せられたり、辞令左の如し

従一位勲二等松平慶永

東京小石川区黒田小学校増築費トシテ金拾円寄附候段奇特二付、
為其賞木盃壹個下賜候事

明治二十一年十二月十八日

賞勲局総裁従三位勲一等伯爵柳原前光

賞勲局副総裁従三位勲二等子爵大給恒

○十二月廿四日錦之丞君関口町別邸に復帰せらる、去る十九年十月

誕生の際巢鴨別邸番室田文六に托して養育せしめられしに、本年
二月此別邸を北白川宮に貸し進せられし故、仮に関口別邸江引取
置かれしか、本日別邸に於て其儘養育せらるゝ事に決せられしな
り、此時室田文六に酒肴を賜ハリ、別に文六及び其家族に数年間
養育せし旁に酬ひらるゝため金品を賜ハリたり、左の如し

一 三幅対掛軸伊川院筆中富士越
竜左右滝の図 一金壹万疋 室田文六

一 博多結城縞壹反 同人 妻

一 綿銘仙縞 壹反 同人 娘

○十二月廿五日関口町別邸江茂昭公を招待して、慶永公御継承以来

五十年に及ひたる祝宴を開かる、御相伴ハ草尾一馬・伊藤輔・高
橋謹・武田正規・鈴木準道不参・沢木禄平・佐野久・山本武・草尾
銈太郎・中根新・ふち・駒野不参・小野田・千枝以上十
四名なり、慶永公

開宴の旨趣書を朗読せらる、左の如し

愚老慶永距今五十年、天保九年戊戌二千四百九十八年大陰曆十一月

月廿三日ハ本月廿五日ニ適當ス、此日田安家ヨリ当家江引移シ

吉日ナリ、仍表其心祝招茂昭卿、及余カ引移ヨリ伽ヲ以勤仕セ

シ草尾一馬其他家令扶従・女中輩ニ酒肴ヲ与フ、十分歡娛ヲ罄

スヘシ

明治廿一年十二月廿五日

従一位松平慶永

○十二月三十日午前十時過出門参内せらる、歳末の御祝儀を申上られしなり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる、明宮殿下拜謁仰付らる